地方自治体と中小企業振興
――帯広市における中小企業振興基本条例とその展開を中心に――

植田　浩史
（慶応大学）

要　旨
本稿では，最近全国で制定が増えている中小企業振興基本条例の役割とその課題について検討する。最初に，筆者が代表となっている工業集積研究会が今年の夏に実施した「自治体地域産業政策アンケート（工業振興）」の結果を使いながら，現在の自治体における地域産業政策の特徴を見ていく。次に，現在の自治体の地域産業政策に対する中小企業振興基本条例の役割を，帯広市などの事例を参考に検討する。最後に，中小企業振興基本条例制定をきっかけとして，市役所や地域内中小企業，金融機関，大学，産業支援機関，市民などの協力によって地域の中小企業を支える新たな仕組みを作り，地域を活性化しようという試みを進めている帯広市を事例としながら，これからの条例制定後の地域経済振興のあり方を考察する
キーワード
中小企業　地方自治体　中小企業政策　中小企業振興基本条例　帯広市

1　はじめに

サブプライムローン問題に端を発した金融危機は，1990年代後半以降進む地域経済の疲弊をさらに深刻化させた（植田［2009a］）。地域経済の主役である中小企業はもっとも厳しい状況からは徐々に脱しつつあるといわれるものの，最近の景況調査などを見ても依然として厳しさは続き，中小企業をめぐる経営環境の先行きは不透明である。金融危機以降の中小企業の景気動向は，大企業との差も大きく，あらためて中小企業支援が政策的な課題となっている。特に地域経済の問題は，地域内の雇用を減少させ，地域の社会や生活，福祉に対しても大きな影響を与え，地域内の産業連関や資金循環を停滞させてしまうなど，地域経済と中小企業，そして地域社会の悪循環構造を招いている。

こうした地域経済の悪循環構造に対する危機感から，地域内の中小企業活性化を中心に，あらたな地域経済の展開を図ろうとする地域産業政策の試みが進められつつある。そのきっかけになっているのが，自治体によって制定されている中小企業振興基本条例である。もっとも，こうした取り組みはまだ一部であり，模索状態にある自治体も少なくない。中小企業の事業経営は，どんなに経営環境が厳しくとも最終的には中小企業自身にある。しかし，自治体が，中小企業が事業を行っていくうえで好ましい経営環境を整備し，中小企業の取り組みを支援する仕組みや制度を設置することは，地域経済が疲弊する中でより重要になっている。

本稿では，上記のような状況の下，最近全国で制定が増えている中小企業振興基本条例の役割とその課題について検討する。まず，２節では筆者が代表となっている工業集積研究会が今年の夏に実施した「自治体地域産業政策アンケート（工業振興）」の結果を使いながら，現

在の自治体における地域産業政策の特徴を見ていく。3節では，現在の自治体の地域産業政策に対する中小企業振興基本条例の役割を，帯広市などの事例を参考に検討する。4節では，中小企業振興基本条例制定をきっかけとして，市役所や地域内中小企業，金融機関，大学，産業支援機関，市民などの協力によって地域の中小企業を支える新たな仕組みを作り，地域を活性化しようという試みを進めている帯広市を事例としながら，これからの条例制定後の地域経済振興のあり方を考察する。

2 自治体の地域産業政策の現状～工業集積研究会「自治体地域産業政策アンケート（工業振興）」より

（1）「自治体地域産業政策アンケート（工業振興）」について

筆者が代表を務める工業集積研究会では，2009年夏に全国の市および東京23区を対象に（対象数806），「自治体地域産業政策アンケート（工業振興）」（以下「自治体アンケート」）を実施した[1)]。アンケート結果については現在分析中であり，最終的な結果およびクロス集計による分析は今年度中に完成する予定であるが，取りあえず単純集計のみを「中間報告（2009年9月30日時点）」として公表した。「自治体アンケート」の回収数は587件，回収率は72.8％であり，非常に高い回収率となっている。最終的な数値については，今後発表される最終報告が確定値となるが，単純集計数値は「中間報告」と大きく変わることはないので，ここでは「中間報告」をもとに最近の自治体（市レベル）の地域産業政策に関する状況を見ていきたい。

なお，今回のアンケートでは工業振興が対象となっているが，内容的には他の産業に関係する部分も少なくなく，地域産業振興政策，中小企業政策に共通する問題が少なくない。本稿では，こうした点を中心に紹介したい。また，ここで述べる内容は工業集積研究会を代表する意見ではなく，筆者の個人的な見解であることを付け加えておく。

（2）自治体の工業振興への取組み

自治体の工業振興への取り組みの現状について，「自治体アンケート」の中のデータを用いて述べておこう。

①地域の現状把握

自治体が地域産業振興を行っていく上で，地域の現状や問題点を把握するための資料が必要となる。この点についてたずねた「国の工業統計や事業所・企業統計以外に，地域工業の特徴や課題を説明できる独自資料はお持ちですか（最近3年以内のもの）」という設問に対して，回答は**表1**のように約半数が「国の統計以外は把握していない」としている。自治体レベルで独自の統計を，特に組織として把握しているところはあまり多くない。

また，「地域工業の現状把握のために，活用している資料」については，同じように工業統計や事業所・企業統計といった基礎的な統計が最も多く，ついで商工会議所や金融機関などの現況調査，地域工業に関する報道資料となっている（**表2**）。また，倒産に関するデータは24.7％の自治体が活用している。一方，自治体独自の調査は18.7％となっている。

「地域工業や政策関連の情報収集のために，よく対話する相手」については，商工会議所・商工会と都道府県が圧倒的に多い（**表3**）。商工会議所・商工会以外の経済・産業団体は20.8％とあまり多くない。金融機関も20.1％であり，情報収集の相手としてはあまり重視されていないようである。

このように，自治体では地域産業振興に当たってさまざまな資料を活用して現状把握に努めている。しかし，活用資料や情報収集ルートについては，必ずしも自前で作成したり，ルートを確立しているというわけではない。自治体の職員数は限られ，また担当職員の平均在課年

表１　自治体の独自資料

回答	回答数	%
かなりしっかりした資料がある	30	5.1
大まかな資料がある	171	29.1
資料化していないが担当者が把握	98	16.7
国の統計以外は把握していない	283	48.2

注：不明は除く。
出所：工業集積研究会「自治体地域産業政策アンケート（中間報告）」より作成。

表２　現状把握のためによく活用する資料（複数回答）

回答	回答数	%
国勢調査	168	28.6
工業統計資料	478	81.4
事業所･企業統計調査	379	64.6
自治体独自の調査	110	18.7
民間調査機関の倒産等の地域データ	145	24.7
商工会議所や金融機関などの現況調査	240	40.9
自治体の税収データ	100	17.0
自治体の開業･廃業届状況	26	4.4
地域工業に関する報道資料	230	39.2
特にない	24	4.1
その他	18	3.1

出所：表１と同じ。

表３　情報収集のためよく対話する相手（複数回答）

回答	回答数	%
国の出先機関	96	16.4
都道府県	375	63.9
近隣自治体	201	34.2
大学等の研究機関･研究者	82	14.0
商工会議所･商工会	429	73.1
小会議所･商工会以外の経済･産業団体	122	20.8
企業連携グループ	118	20.1
金融機関	118	20.1
官民の産業支援組織･機関	106	18.1
労働団体	16	2.7
特にない	18	3.1
その他	30	5.1

出所：表１と同じ。

数は3～4年が最も多いというように短期間で移動することなども影響していると思われる（**表４**）。ただし，平均在課年数については，望ましい在課年数は実際よりも長く，工業振興の現場では専門性を重視した対応を望む声が強いことを示している。これは,「工業担当の仕事は,専門性が高いと思われますか」という質問に対し,「思う」と「やや思う」を合わせると65％となっていることにも現れている（**表５**）。

表４　工業担当者の在課年数

回答	平均在課年数		望ましい在課年数	
	回答数	%	回答数	%
1～2年	27	4.7	1	0.2
3～4年	422	73.9	243	43.2
5～6年	112	19.6	254	45.1
7～8年	10	1.8	39	6.9
9～10年	0	0.0	17	3.0
11年以上	0	0.0	9	1.6

注：不明を除いた回答数は、平均在課年数と望ましい在課年数で異なる。
出所：表１と同じ。

表５　工業担当の仕事は専門性が高いと思うか

回答	回答数	%
思う	159	27.7
やや思う	214	37.3
普通	148	25.8
あまり思わない	41	7.2
思わない	11	1.9

出所：表１と同じ。

表６　工業振興を考えるときに意識的に参照するもの（複数回答）

回答	回答数	%
国の施策	221	37.6
都道府県の施策	304	51.8
首長の意向	310	52.8
市（区）の政策指針	380	64.7
近隣自治体の施策	174	29.6
国内外の先進事例	110	18.7
議会の要求･要望	108	18.4
地域工業会の要求･要望	277	47.2
地域住民の要求･要望	92	15.7
その他	5	0.9

出所：表１と同じ。

②産業振興の立案

「担当課が工業振興を考える時，意識的に参照している」ものは,「市（区）の政策指針」,「首長の意向」,「都道府県の施策」,「地域工業会の要求・要望」,「国の施策」の順となっている。自治体や首長の考え，国や都道府県の動向，そ

表７　工業政策に地域中小企業や市民の意見を反映するための常設の委員会・協議会の有無

回答	回答数	%
ある	139	24.0
設置作業中である	12	2.1
ない	428	73.9

出所：表１と同じ。

表８　最近5年以内の産業振興･中小企業振興に関するビジョン

回答	回答数	%
持っている	198	34.7
策定作業中である	53	9.3
持っていない	320	56.0

出所：表１と同じ。

表９　最近５年間で重点的に実施している施策（複数回答）

回答	回答数	%
企業誘致	410	69.8
新産業育成	54	9.2
創業支援	97	16.5
後継者･事業継承	16	2.7
企業連携･ネットワーク	87	14.8
新製品･新技術開発	96	16.4
地場産業支援	160	27.3
販路開拓	84	14.3
生産の海外展開	1	0.2
融資･信用保証	267	45.5
人材育成	80	13.6
住工混在問題の解決	15	2.6
産学連携	103	17.5
地域ブランド確立	79	13.5
農工商連携	82	14.0
事業･業態転換	0	0.0
その他	28	4.8

出所：表１と同じ。

して地域内の企業から要望などを意識して政策を立案していることがわかる（表６）。ただし，「工業政策に地域中小企業や市民の意見を反映するための，常設型の委員会や協議会などの場はありますか」という設問に対しては，あるまたは設置作業中を合わせて26.1％となっており，日常的な協議の場は必ずしも一般的ではない（表７）。また，「最近５年以内に策定された，産業（工業）もしくは中小企業に関する振興ビジョンはお持ちですか」という設問に対しては，持っているないし策定作業中が44％となっており，半数近くの自治体では自治体としての産業振興，中小企業振興の基本的な方向性は持っている（表８）[2)]。

産業振興が自治体の施策として位置づけられ，自治体としても国や都道府県の施策，地域の企業からの要望を意識しながら政策を立案し，自治体や首長が方向性を持って対応しようとしていることが「自治体アンケート」では読み取れる。しかし，ここでは実際に地域の産業や企業の実情と要望にどのように対応しようとしているのか，地域独自の状況に合った対応がどの程度できているのか，については明確ではない。後述するように地域の企業や関連機関との協働が産業振興について求められているなかで[3)]，常設型の委員会や協議会が持つ意味は重要になっているが，その設置は一部に限られているのが現状である[4)]。

③重点的な施策

最近5年度間で重点的に実施している施策については，表９にあるように最も多いのが企業誘致で，７割近くの自治体が重点的に実施している。次いで，融資・信用保証が45.5％，地場産業支援が27.3％となっており，後は分散している。どういった自治体が，どういった施策を重点的に実施しているのかについては，今後クロス集計を進める中で分析していくことになるが，それにしても企業立地促進法の影響があるとはいえ，７割近くの自治体が企業誘致を重点的に実施しているというのは予想以上の多さであった。

企業誘致は，地域に雇用を拡大し，税収の増加につながる，効果的な施策である。しかし，企業誘致については，①グローバル競争が激しくなる中で製造業企業の立地戦略がグローバル競争を見据えた流動的なものとなるとともに，技術の高度化によって地元の既存企業との取引関係の拡大が容易ではなくなっている，②誘致

表10　独自の情報発信手段（複数回答）

回答	回答数	%
ホームページ	448	76.3
メールニュース	55	9.4
FAXニュース	16	2.7
街頭ポスター	8	1.4
窓口チラシ	166	28.3
各戸配布チラシ	18	3.1
広報折り込みチラシ	21	3.6
各種団体の会員配布ルートに同封するチラシ	52	8.9
定期ニュース詩誌（工業版）	13	2.2
その他	75	12.8

出所：表１と同じ。

へのインセンティブが一部で巨額化し，インセンティブの客観性，公開性が問題になっている，③そうした中で，誘致を行うならば地域産業や地域企業への波及効果や誘致一辺倒にならない対応が必要になる，ことを考えるべきである（植田［2009a］29～30頁）。これだけ多くの自治体が企業誘致を重点的に実施している状況をどう評価すべきなのか，さらに検討を深めていきたい。

④情報発信

自治体は，さまざまな政策メニューを持っている。しかし，利用する側の企業にはそうした情報が十分に伝わっていないという情報ギャップの問題が常に発生している。工業政策を担当している部署の独自の情報発信手段について記したのが**表10**である。ここで最も多いのはホームページ（76.3％），次いで窓口チラシ（28.3％）であり，後はすべて10％未満となっている。特徴的なのは，メールニュースやＦＡＸニュースといった情報を伝える対象が明確な情報発信を活用している自治体は少なく，ホームページや窓口チラシ待ちの姿勢が多いことである。

自治体の施策は，公平性の原則から言えばすべての地域内の企業に平等に情報が伝わらなければならないことからアクセスが平等になるようにすることが多い。しかし，その結果，情報提供に消極的になり，待ちの姿勢に終わることが少なくない。そして，待ちの姿勢は逆に情報の伝達を難しくし，施策をもっとも必要としている企業に情報が伝わらなくなる可能性がある。自治体にとっても，地域の企業にとっても有効な情報発信を考える必要があるだろう[5)]。

（３）自治体の産業振興政策の課題

「自治体アンケート」は，現在の地方自治体における産業振興政策の特徴を示している。詳しい分析は，今後のクロス集計などを待つことになるが，とりあえず中間報告から地域産業政策の課題を指摘しておきたい。

第１に，前述したように今日の地域経済の疲弊は，「生産と生活の公共空間」としての地域の疲弊を招いており，地域社会の将来に関わる問題となっている（神野［2004］）。地域産業や中小企業の振興は，地域社会の将来に影響する課題であり，地域全体で取り組むべき問題である。また，地域産業政策は地域ごとの実情に対応した形で進められなければならない。今回の「自治体アンケート」では，こうした意識は自治体の担当部署では存在しているものの，実際の施策の立案や実施に当たって地域企業や商工会議所・商工会以外の経済団体，住民などとの協働体制が取られているところは少ないことが示された。中小企業の側もこうした現状を踏まえて積極的に関わりを持っていくことが必要になるだろう。

第２に，重点的な施策の中では企業誘致が圧倒的に多くの自治体で取り組まれる一方，既存の地域内企業に対する政策への重点的な取り組みは必ずしも広がっていない。自治体にとって成功すれば効果も見えやすい施策として企業誘致が位置づけられている。しかし，企業誘致に対する需要と供給のバランスからすれば，明らかに取り組み過剰であるといえよう。企業誘致自体を否定する必要はないが，企業誘致に対しては前述したような問題が存在していることを強く意識し，他の産業振興策との関連の中で位置づけていくことが必要ではないだろうか。

表11　最近の中小企業振興基本条例

年	自治体名	条例名
2007年	兵庫県宝塚市	宝塚市産業振興基本条例
	東京都豊島区	豊島区商工振興条例
	熊本県	熊本県中小企業振興基本条例
	千葉県	千葉県中小企業の振興に関する条例
	京都府	京都府中小企業応援条例
	北海道帯広市	帯広市中小企業振興基本条例
	静岡県富士市	富士市中小企業振興基本条例
	北海道	北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例
	北海道下川町	下川町中小企業振興基本条例
	青森県	青森県中小企業振興基本条例
2008年	札幌市	札幌市中小企業振興条例
	徳島県	徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例
	沖縄県	沖縄県中小企業の振興に関する条例
	奈良県	奈良県中小企業振興基本条例
	東京都江東区	江東区地域経済活性化基本条例
	熊本県菊池市	菊池市中小企業振興基本条例
	熊本県山鹿市	山鹿市商工業振興基本条例
	東京都町田市	町田市産業振興基本条例
2009年	石川県野々市町	野々市町中小企業振興基本条例
	神奈川県	神奈川県中小企業活性化推進条例
	北海道釧路市	釧路市中小企業基本条例
	北海道別海町	別海町中小企業振興基本条例

注）各自治体のHP等より作成した。

3　地域産業振興と中小企業振興基本条例

（1）中小企業振興基本条例

「自治体アンケート」で示されたような課題への対応として重視したいのが中小企業振興基本条例である。中小企業振興基本条例については，これまでにも何度か述べてきたので，ここではその特徴について簡単に触れておこう[6)]。

①中小企業振興基本条例の役割

中小企業振興基本条例とは，地方自治体が地域の中小企業の役割を重視し，その振興を行政の柱としていくことを明確にするために策定される基本条例である。自治体によって名称が異なることも少なくないが，多くの条例が地域における中小企業の役割，中小企業振興への自治体の責務，中小企業者等の責務，市民の責務などについて触れている。中小企業振興基本条例の内容も，後述するように最近では自治体それぞれが工夫を加え，独自性を出すようになっている。また，中小企業振興基本条例を制定する自治体は，表11にあるように最近増えており，制定に向けて動き出している自治体も少なくない。

地方自治体が中小企業振興基本条例（以下基本条例）を持つことは，自治体が中小企業振興や地域産業振興に対して意識的に取り組もうとしていることを示している[7)]。中小企業振興基本条例は，地域における中小企業の役割を明確にするとともに，自治体として持続的に中小企業振興を図っていくこと，中小企業に関わるさまざまな部署が協力して中小企業振興にあたることなどを明示しているという点で，次のような意味をもっている。

第１に，地方自治体自身が中小企業ないし，地域の産業を振興するという立場を何より自治体の内部（つまり役所や職員，議員）に対して

明確にすることである。また，中小企業に関係する自治体の施策は，直接的な地域産業政策だけでなく，都市計画，教育，住宅などさまざまな政策とも関係を持っているが，こうした関連部門の施策へも基本条例の存在は当然意味を持っている。

第２に，地域の中小企業に対して自治体のスタンスを明示することを通して，自治体の考えと方向性を理解してもらえる。基本条例を地域の中小企業者に提示することで，自治体の姿勢を中小企業者にも理解してもらい，自治体と中小企業者が協力して地域の中小企業振興，地域経済振興に取り組んでいく基盤となる。

第３に，行政の姿勢の連続性を担保するものとしての位置づけである。首長や地域産業政策を担当する職員が変わっても，自治体としての地域産業性に対する姿勢を一貫させていくためにも，基本条例は重要な意味を持っている。

②モデルとしての墨田区中小企業振興基本条例（1979年）

中小企業振興基本条例は，よく知られているように1979年に墨田区で制定された墨田区中小企業振興基本条例がモデルとなり，その後各自治体がそれぞれの特色を加えながら発展してきた[8)]。

墨田区以降30年間に全国で制定された中小企業振興基本条例で，墨田区中小企業振興基本条例がモデルになっているというのは，次の理由からである。第１に，条例の形式と内容の面で雛形になっていることである。最近の条例に至るまで，条例の形式などは基本的に墨田区の条例がベースになっている。第２に，墨田区は条例制定前に実態把握のため1977年に区内の全工場を対象とした悉皆調査「中小製造業基本実態調査」を実施し，条例制定後の1980年に墨田区産業振興会議を設置し，中小企業経営者，研究者，区民，区による検討，協議を始めた。条例と企業調査，産学官民協働の協議体の３つがセットとなり，条例が機能していったのであるが，この方式もモデルになることが多い。第３に，墨田区は条例制定後，現在まで30年にわたって条例の考え方を踏襲し，政策に反映させるとともに，政策自体を発展させてきたことである。条例について，今日においても墨田区への視察が多いのは，こうした理由からである。

（２）中小企業振興基本条例と地域産業振興

中小企業振興基本条例を軸にした地域産業振興策の画期になったのは，前述したように墨田区である。墨田区は，条例，実態調査，産業振興会議という３本柱によって，1980年代以降，今日に至るまで独自の地域産業振興策を展開していった。

また，大阪府八尾市は，すでに別稿でも詳しく述べたように2000年代になって中小企業振興基本条例を制定することで，戦略的に地域産業政策を積極的に打ち出していった[9)]。八尾市の事例は，①先進都市の経験の有効な利用，②産業振興会議など市民や地元企業の意見を反映した取り組み，③中小企業の視点に立った中小企業サポートセンターの事業，④多様なメニュー，多様な手法の活用，そして⑤職員の積極的な前向きな姿勢，などに特徴があり，新たに地域産業政策を進めていこうとする自治体にとって多くの示唆を与えている（植田［2007］第３章）。

最近の条例では，「千葉県中小企業の振興に関する条例」が県の中小企業施策の実施について従来の条例以上に踏み込んだ規定を設けている点が興味深い（植田［2009b］，瓜田［2009］）。例えば，条例の第17条（中小企業振興施策の公表等）では，知事は年一回中小企業振興に関する施策の実施状況を公表するとともに，中小企業者その他の関係者からの意見を聞き，より効果的なものにしなければならないとしている。また，18条（施策実施上の配慮）では，「県は，施策の立案及び実施に当たっては，当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について配慮するよう努めるものとする」とあり，県が行うさまざまな施策はすべて中小企業振興を意識して策

定され，実施されなければならないとしている。前述したように，基本条例の意義として，中小企業振興について自治体全体が組織横断的に取り組むことの明確化があるが，実際に文言として取り入れられたのは千葉県条例が初めてである。この点で，千葉県条例は，自治体が自治体全体として中小企業振興に当たることを明言した点で，画期的であると評価できる[10]。

（3）最近の中小企業振興基本条例から

墨田区で条例が制定されてから，条例制定には何度かの波があり，前掲表10にあるようにここ数年その波はさらに大きくなっている。制定状況に関する最近の特徴は次のとおりである。第１に，条例はもともと墨田区のような市（区）レベルで制定されることが多かったのだが，県レベルの制定が増えていることである。県レベルでの条例は2002年の埼玉県が最初であったが，その後全国各地に広がっている。ただし，区市町村での条例制定と都道府県の条例制定とは必ずしもリンクしておらず，条例が制定されている基礎自治体の多い県で条例が制定されているわけではないし，また県で制定されているからといってその地域に条例を持つ自治体が多いわけではない。

第２に，条例は墨田区以降1990年代までは製造業中小企業の多い地域（産業集積都市）で制定されることが多かったが，最近ではさまざまなタイプの地域が条例を持つようになっている。既存の産業集積を維持・活用していくことを目標にするというよりは，現実に進行している地域経済の疲弊に対処するためには，地域内に存在する中小企業が元気になり，地域経済の主役として頑張ってもらうことが第一であるという意識から条例制定に取り組んでいるところも見られる。地域経済の疲弊に対する危機感は，さまざまなタイプの地域に広がっていることを示していると共に，そうした地域の地域経済の今後の方向として中小企業の役割への期待が高いことを示している。

図１　釧路市の人口と事業所数の変化

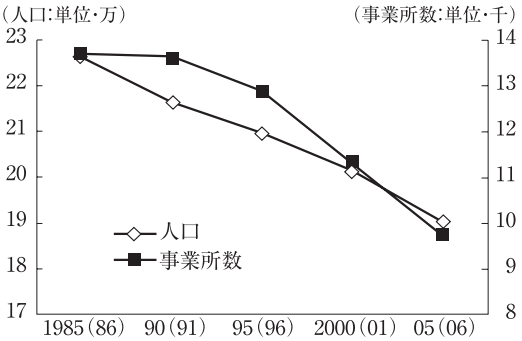

注：事業所数は（　）内の年次の数値
出所：『釧路市統計書』より作成

第３に，条例制定が中小企業団体や商工会議所など民間企業や経済団体からの働きかけをきっかけに進んでいる例が見られることである。後述する帯広市は，すでに別稿でも触れているように商工会議所と中小企業家同友会が市役所を巻き込む形で条例の制定を実現させた。同様な形での条例制定は同じ北海道の釧路市や別海町でも見られた。例えば，釧路市のＨＰでは，条例制定の直接的なきっかけとして「平成20年７月25日に，釧路商工会議所，北海道中小企業家同友会釧路支部から連名にて，釧路市長に対して『中小企業振興基本条例』の制定の要望がなされました。市議会においても本会議において，基本条例の必要性についての質問がありました」と記されている。条例の策定過程から公･民の協働体制が取られていることによって，制定後の政策展開における協働体制が比較的スムーズに進行していくことが期待される。

次に，最近の条例の内容面での特徴として，自治体が置かれている状況が異なる中で，条例に自治体の状況を強く意識した課題が設定されるようになっていることがあげられる。

例えば，2009年に制定された北海道釧路市の場合，かつての炭鉱，水産，鉄道（国鉄）などの産業が低迷し，1990年代以降人口と事業所数が減少傾向に入っていた。減少傾向は，90年代末からさらに強まり，地域からは危機感が高まっていた（図１）。地域産業が深刻な状況に

ある中で，「釧路市を中心とする経済圏域においては，消費，調達，再投資に基づく域内循環が全道最低の水準であり，材を水にたとえ，地域を器にたとえるならば，地域自体が相当量の水漏れを起こしている現状」があるという問題意識から，条例制定に臨んでいる[11]。

釧路市の条例の考え方は，前文で次のように記されていることに典型的に示されている。

「…域内経済の状況に等しく影響を受ける企業と市民と行政が，地元への愛着と郷土への誇りを胸に，地域経済活性化の核である中小企業の振興のための役割を分担しつつ様々に連携し，その結果として財とサービスを生み，域内に循環させるとともに域外からの財を獲得し，高齢者が安心して暮らせ，若者が挑戦する機会に満ちたまちとなるよう，釧路市がひとつとなって，先人が築いた礎に我々と我々の子孫の努力をさらに重ねながら釧路市を幾世代にもわたって引き継ぎ，発展させるべく，基本的な理念と方向性を示すために，この条例を制定する」。

また，基本理念（第３条）では中小企業振興の方向性について次のように記している。

「（１）財の域内における循環と域外からの獲得は，地域経済活性化のために不可欠な車の両輪であり，それらの経済活動を進めるために中核としての役割を果たすのは中小企業であること。（２）中小企業者等の自主的な努力の結果である経営の革新，創業，経営基盤の強化及び様々な環境への適応は，雇用の確保をもたらすことから，地域全体で中小企業を支えることが重要であり，市，中小企業者等，大企業者及び市民は等しく地域経済活性化の役割を担うべき主体であること」。

ここにあるように，釧路市では，地域経済の問題を既存の産業が低迷する中で新たな地域内循環を形成できていない状況にあると認識している。そのため，地域内循環の担い手としての中小企業の役割を重視している。そして，条例では，中小企業を活性化させ，域内循環，域外貨獲得，域内連携を促進させることで地域経済を活性化させることを図ろうとしているのである[12]。

（４）条例制定後の課題

中小企業振興基本条例の制定は，地域経済と中小企業振興にとって一つの到達点であると同時に通過点である。多くの自治体で条例が制定されるようになっているなかで，制定後に条例に基づいた施策展開をどのように進めていくのか，施策の具体的な目標をどのように設定していくのか，施策の実施によってどのような効果を挙げていくのか，についても検討していかなければならない。制定後に必要な課題として次のような点が考えられる。

第１に，条例の精神を生かした施策の具体化を検討するとともに，実際の取り組みについて評価していく場を，地域の中小企業や経済団体，市民，関連機関などとともに持っていくことである。前述した墨田区の産業振興会議など，条例制定後あるいは制定前から行政と企業，市民などの参加による協働の場としての会議が存在することが多いが，こうした場の設置とその機能を効果的に発揮していくことが必要になる。

第２に，基本条例は理念条例であるため，施策の具体的な内容は記載されておらず，別の形で施策の方向性を示すもの（例えば，産業振興ビジョンなど）が必要になる。ビジョンの策定などの作業と条例制定の作業を同時並行的に進めていくことは事務量などから見ても容易ではないため，条例制定後に進める場合が多い。その際も条例制定の勢いと形成されたネットワークを活用しながら進めるよう，できるだけ早く策定していくことが求められる。

第３に，施策の目標をどのような形で具体化するのかということである。例えば，目標に定量的なものを加えるのか，定性的なものだけで

いいのか，期間をどの程度で考えるのか，など考えなければならないことが多い。施策目標の具体化は，過度に数値目標化してしまうと数値目標に縛られてしまい，施策本来の目標から離れていくこともある。しかし，一方で抽象的な目標だけでは，その効果や実績を確認しにくく，施策の総括が困難になる。施策目標は，こうしたバランスと効果的な施策の実行を考慮に入れながら，策定されていかなければならない。

それでは，実際に条例制定後に施策の具体化を進めている帯広市の例を取り上げ，制定後に求められる課題について検討する。

4　帯広市の地域産業振興と中小企業
～条例制定後の展開

（1）条例制定と中小企業振興協議会

2007年３月，帯広市議会で「地域産業の発展に重要な地位を占める中小企業の振興が，帯広・十勝の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し，関係者の協働で地域経済の振興を図ることにより，もって地域の発展に資するため」（前文），帯広市中小企業振興基本条例が全会一致で可決された。帯広市の条例は，商工会議所や中小企業家同友会帯広支部が中心となり，地域経済の活性化を図っていくためには地域の中小企業振興が不可欠であるという認識で市役所に働きかけ，１年間にわたる議論の積み重ねの上で作り上げたものである。

帯広市中小企業振興基本条例については，すでにその制定プロセスと制定後の中小企業振興協議会での議論については別稿でも述べてきたので，ここでは制定後の状況と，今後の課題について論じていきたい[13]。

条例制定後，2007年７月に，帯広市は中小企業振興の指針としての産業振興ビジョンを策定するため帯広市中小企業振興協議会を委員18名で発足させ，協議会の会長には同友会の条例プロジェクトの座長であった渡辺純夫氏（東洋農機株式会社会長）が就任した。協議会には，モノづくり・創業部会，経営基盤・人材部会，交流部会，産業基盤部会の四つの部会が設けられ，延べ40名の委員（すべて無報酬）で議論が進められた[14]。協議会・部会は約1年にわたってのべ74回開催され，条例後の地域産業政策の具体化が検討された。この協議会は，「従来の審議会形式ではなく，白紙の状態から帯広市域における中小企業振興をテーマに議論し，施策を検討する手法としたため，開催当初は，各委員の思いや，経験，業種の違いなどから議論のベクトル調整には時間を要し」たが，地域産業政策とは何か，地域産業政策には何が必要なのかという点まで含めて，結果的には徹底的な議論が行われた（黒田［2009］）。また，議論の過程を通じて改めて行政と委員との間で認識が共有され，互いに信頼感が高まっていたことも重要な成果であった[15]。議論の過程では，帯広市の現状を正確に把握するため関連するデータの整理も行われた。

こうした議論を経て，2008年８月に協議会から市長に対し「中小企業振興に関する提言書」が渡された。帯広市は，この提言書に基づいて「帯広市産業振興ビジョン～中小企業の活力の創出による地域経済の活性化～」（2009年２月）を策定した[16]。

（2）産業振興ビジョンと産業振興会議

産業振興ビジョンは，大きく「Ⅰ　産業振興ビジョンの基本的な考え方」「Ⅱ 産業経済の現状と課題」「Ⅲ 産業振興の考え方」の３部構成になっている。ビジョンでは，必要な施策については，工程表を作成し，実施の時期などを明確にしている。産業振興ビジョンの内容については，すでに別稿で紹介しているので，ここではその特徴として，第１に中小企業振興基本条例を生かし，その精神に沿って具体化を進めようとしている，第２に帯広・十勝の地域資源を生かし，「地域力」を生かした産業振興を図ろうとしている，第３に施策の実施やその確認・発展に当たって地域の中小企業などとの協働を

重視している，といった点を確認しておきたい（植田［2009b］）。

帯広市の産業振興は，ビジョン策定後，次のステップに入っている。ビジョンで示された課題を具体化し，その進捗状況を確認する場として，産業振興会議が新たに設置され，2009年度から活動を開始している。産業振興会議では，中小企業振興会議からのメンバーに加え，新たなメンバーが参加し，活発な議論が展開している。しかし，一方，条例を発展させ，産業振興ビジョンを具体化するという段階で新たな問題に直面している。

第１に，政策としての目標設定をどうするのかという点である。帯広市の中小企業振興基本条例は，帯広市の地域経済に対する強い危機感を背景に作り上げられてきたものであり，産業振興会議に参加している各メンバーは帯広市の地域経済を何とかしなければ，という真摯な思いで参加している。それだけに，今回のビジョンに基づく政策で帯広市の地域経済にプラスの効果を実現させようと熱心に議論を重ね，具体的な目標を明確にしようとしている。しかし，議論ではなかなか具体的な目標，特に数値目標が定まっていない。

第２に，条例制定から産業振興ビジョン策定までの過程では，市役所側と企業，経済団体との間で従来にない密な議論が行われ，相互の信頼関係が強まり，参加したメンバー間の認識の共有化が図られてきたのだが，こうした関係を今後も市役所，民間などの新しいメンバーとの間も同じように作り上げていくことである。前述したように，中小企業振興協議会は，１年近くの間にのべ74回という多数の会議が開かれてきた。市役所と民間側の信頼関係と共通認識もこうした状況の中で形成されてきたのだが，産業振興会議に移る段階で新しいメンバーが加わり，市役所側も人事異動で新しい職員が参加する。密度の高い会議で形成されてきたものを，今後どれだけスムーズに他のメンバーへも広げ，認識を共有していくのかが，実際に政策を具体化し，それを発展させていく上での課題になっている。

第３に，中小企業振興基本条例を制定した時期と比べ，地域の中小企業をめぐる経営環境は，金融危機の影響などもあり，ますます悪化していることである。産業振興ビジョンは，環境変化の影響も考慮し，５年で見直すとしているが，その間にも環境が大きく変わっている。こうした点を日常の中でどのように組み入れていくのかについても課題になる。

以上の問題の中で，特に最初の問題について触れておこう。帯広では，どのような形の政策目標を設定すべきなのかという点である。別稿でもふれたように，地域産業政策では，具体的な，特に数値目標を設定することは一般的に難しい[17]。しかし，その上で帯広の今後について政策目標を設定するのであれば，次の点に留意すべきであろう。

第１に，地域産業政策や中小企業振興は，最終的には地域経済活性化を実現し，地域住民の福祉と生活の向上を目指すものであり，そのどの段階を政策的な目標としていくのかが問題になる（図２参照）。施策課題の相互関連を考えた上で，多くの課題に関連性を持つと考えられるポイントを探し出し，そこで着実な成果を上げることを考える必要がある。いきなり施策の実施による波及的な効果（図の下部）を取り上げるよりも，当初は施策の直接的結果を問題にしながら徐々に波及的な効果を重視していくべきだろう。

第２に，したがって最初から多くの課題について目標を設定するのではなく，絞り込んだ課題に対して着実な成果を上げられるよう考えていくべきであろう。絞り込みについては，政策と効果の連鎖を想定しながら，最も効果的であり，最も必要とされる問題を検討しながら行っていく。

第３に，地域の実情に合った地域独自の課題を設定していくことである。帯広という地域が抱えている問題と可能性に対して最も有効な課

図2　中小企業振興条例制定後の施策の展開

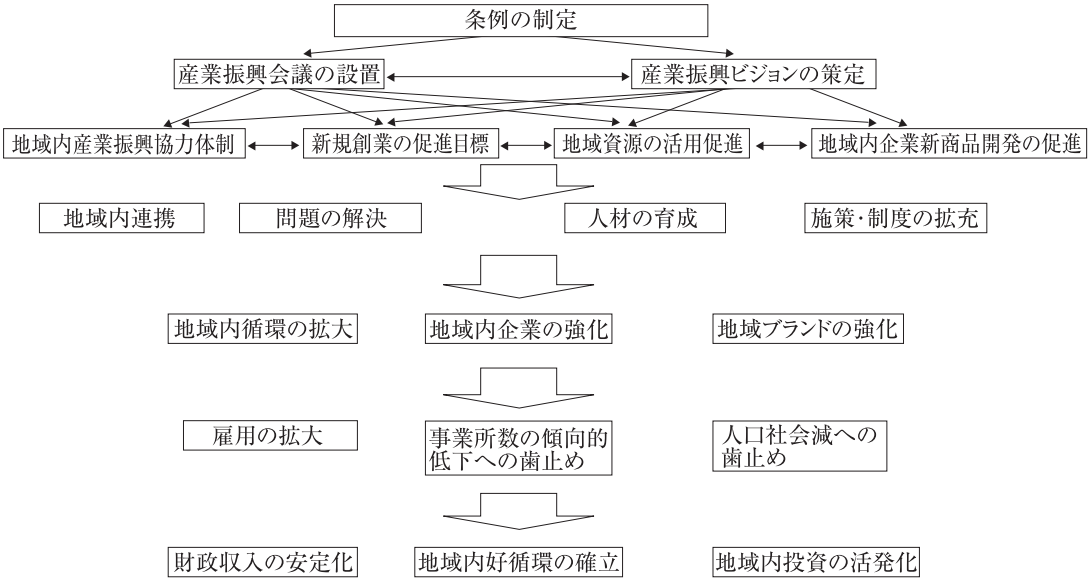

題を見つけ出し，そうした課題から追求していくことが必要になる。

第4に，以上の問題を検討する場として企業，行政，市民，関連機関等が一堂に会する産業振興会議の役割がますます重要になっていく。産業振興会議での議論は，帯広の現状から施策課題を見つけ出し，その相互関連性を踏まえた上で，具体的課題と目標を設定することになる。

（3）新たな取り組み

中小企業振興基本条例は，実際の地域内の中小企業の積極的なビジネスの展開や自治体の自主的な新たな行政施策の展開，関連機関の新たな対応が進んでいくことで，その意味が発揮される。帯広では，中小企業振興基本条例が制定される前から，こうした動きが様々に見られ，条例制定の条件となっていた（植田［2009b］）。条例制定後も，次のように新たな動きが見られている。

・帯広信用金庫

十勝支庁管内を営業エリアとしている帯広信用金庫は，1994年から「おびしんふれあい相談室」を市内中心部に設置し，経営相談，ローン相談，資産運用相談に対応してきた。また，2000年から創業支援業務に取り組み，約10年間（2000年4月～2009年1月）にの創業相談は303件，融資実行件数は106件となっている。こうした実績を踏まえ，2008年から地域力連携拠点事業に取り組んでいる。同金庫の事業では，従来の実績を生かし創業支援に関する相談が4割近くになっていた。帯広信用金庫の事業は，2008年12月には経済産業省・中小企業庁から優秀地域力連携拠点に選定され，「中小企業庁長官賞」を受賞した[18]。

また，帯広信用金庫は2009年4月に地域経済振興部を構成員3名で新設した。地域経済振興部は地域の企業と産業の振興を目的とし，その機能は，①十勝支庁管内の経済情報の受信機能（収集と分析），②情報発信機能，③地域資源の活用等のためのコーディネータ機能，の三つである。受信機能では，地域の企業などに対して利用可能な支援制度に関する情報の収集，整理なども行う。発信機能では，十勝管内の経済に関する分析資料の提供や帯広畜産大学との提携による経済分析，「おびしん地域経営塾」の開

催などがある。

帯広信用金庫の地域経済振興部長は，産業振興会議のメンバーでもある。また，地域経済振興部の１人は帯広市役所からの出向者であり，帯広市と帯広信用金庫の地域経済振興についての情報の流れや関係は強いものがある。今後も双方が問題意識を共有しながら，それぞれの立場で連携を図りながら帯広の中小企業支援を進めていくことが期待されている[19]。

・中田食品の新商品開発

帯広の食品関係の中小企業は，地域の食材を活用した食品の開発に積極的なところが多い（植田［2009b］211 ～ 217頁）。その一つが，地域の大豆を使った豆腐を燻製化したお土産品（「とうふくん」）を開発した豆腐の製造・販売の中田食品である。中田食品は，十勝地域内の薫煙技術を持つ企業，製造機械メーカー，帯広畜産大学地域共同研究センター（新事業の広域支援），食品加工技術センター（製造技術・品質指導），デザイン工房（パッケージデザイン）とともにプロジェクトチームを作り，約2年をかけ，2008年に「とうふくん」の商品化に成功した。「とうふくん」は地元の駅や空港などに置かれ，今日では帯広の土産物として定着している。

中田食品は，さらに2009年秋に第２弾として「とうふくんジャーキー」を開発し，発表した。今回も，メンバーの入れ替わりはあるが，同じようにプロジェクトチームで開発を進めた。しかし，社長が前回の開発のプロセスを細かくチェックし，スケジューリングを行ったので開発期間と開発に伴う業務は前回と比べて大幅に削減できたという[20]。新商品開発への意欲が高まり，広がっているだけでなく，そのやり方のレベルアップも進んでいるのである。

帯広の行政，関連機関，そして中小企業も中小企業振興基本条例制定後，中小企業の振興に向けて着実に変わりつつある。基本条例制定後には，第１にこうした現実に生じている変化を把握すること，第２に変化を促進させていく上での問題を解決していくこと，第３に変化をより広げていくこと[21]，などが求められる。地域内の行政，企業，金融機関，支援機関等の動きが中小企業振興と地域経済の活性化という同じ方向に向き動き出している点が，条例制定後の大きな特徴となっている。

５　おわりに

本稿では，最初に最近実施した自治体アンケートによって，近年の自治体の地域産業政策の特徴を示した。そこでは，重点課題として誘致のウェイトが高まっていること，地域の中小企業との連携による地域産業振興はまだ広がっていないこと，情報発信では待ちの姿勢が多いこと，行政と金融機関との協働による地域産業振興が少ないこと，などが示された。

こうした状況に対し，中小企業との連携で地域産業振興・中小企業振興を進め，地域の中小企業の活性化によって地域経済の活性化を図っていこうとするのが中小企業振興基本条例であり，本稿の第３節では最近の中小企業振興基本条例の概況とその役割について論じた。

地域経済が疲弊する中で，中小企業振興基本条例の制定は近年増えているが，条例制定は通過点であり，制定後に具体的にどのような政策展開を行っていくのかが問われなければならない。第４節では，この点を北海道帯広市の状況から検討し，制定後の政策展開の課題を示した。

条例を制定し，条例の精神を生かした政策の具体化を進めようとしている地域が増えている。本稿で示したのは，条例制定直後の課題であり，さらに中長期的な課題の検討や，地域それぞれの状況に応じた課題の検討がされなければならないが，それについては今後の課題としたい。

１）工業集積研究会は，1995年４月に当時の大阪市

立大学経済研究所の教員と同大学院経営学研究科の大学院生によって発足し，その後他大学の教員，院生も参加し，規模が拡大した。今日に至るまでの研究成果としては，『産業集積と中小企業－東大阪地域の構造と課題』（植田浩史編，創風社，2000年），『「縮小」時代の産業集積』（植田浩史編，創風社，2004年），『公設試験研究機関と中小企業』（植田浩史・本多哲夫編，創風社，2006年）などがある。現在は日本学術振興会科学研究費基盤研究（B）「経済システムの変化と地方自治体等の地域産業政策・中小企業支援政策に関する研究」（研究代表者植田浩史，2008～2011年度）を取得し，共同研究を進めている。「自治体アンケート」もその一環として実施された。

2）振興ビジョンについては，その策定プロセスやビジョンの内容が問題になるが，「自治体アンケート」ではこの点について把握することはできない。

3）この点については三浦［2009］を参照。三浦は，自治体の職員として実際に産業振興を地域の企業や住民との協働で進めていった経験から，その重要性と課題を指摘している。

4）常設型の委員会や協議会も設置しただけでなく，その運営が問題になる。例えば，こうした協議会を最も早く設置した自治体の一つである墨田区の墨田区産業振興会議は「当初は業界のトップを中心としていましたが，1985年に委員の大幅な刷新を行い，若手経営者の中心としたメンバー構成となり，墨田区の産業政策の具体化や区内産業が直面しているタイムリーな議題等幅広い分野にわたる問題を積極的に検討する会議体になりました」（岡田［2000］）とある。産業振興会議自身も，大きく変化していることがわかる。

5）東大阪市では，1999年に実施した全製造業事業所実態調査から市内の各事業所が抱えている課題や要望をいくつかのタイプに分類し，施策の内容に応じてＦＡＸで情報を流すようにしている。情報を必要としている企業に必要な情報が流れる仕組みを作ったことで，施策への反応がよくなったということである。

6）中小企業振興基本条例については，植田［2007］，植田［2009a］，植田［2009b］，瓜田［2009］などを参照。

7）ただし，中小企業振興や地域産業振興に熱心な自治体がすべてこうした条例を持っているわけではないし，条例のある自治体がすべて先進的な施策を持っているというわけでもない。

8）墨田区の位置づけについては植田［2009b］参照。他にも，墨田区の中小企業振興については，関［1995］，岡田［2000］，中山［2005］なども参照。

9）八尾市については，植田［2005］，植田［2007b］第3章，関［2008］などを参照。

10）条例で中小企業振興施策のＰＤＣＡを規定することは，2009年４月施行の「神奈川県中小企業活性化推進条例」においても行なわれている。

11）釧路市商工業等振興審議会「釧路市中小企業振興基本条例のあり方について」（釧路市ＨＰより）。

12）釧路市ＨＰにある「釧路市中小企業基本条例について」では，「基本条例ができたことでまちはどう変わるのか」について次のように記している。

「（１）釧路市は域内循環が低い地域なので，域内循環を高めることで，地域内での雇用にプラスの影響がもたらされます。

（２）釧路市は第１次産業や観光産業など，域外から財を獲得する産業構造になっているので，鉱工業を含め，全産業で域外貨の獲得を進めることで，域内への財を増やせます。

（３）上記のことを，企業間，あるいは企業と行政，さらには市民もまじえた連携の中で行うことで，まちのもつ潜在力が同じ方向に向けられることで，経済の活性化を進めることができます。」

13）帯広市の中小企業振興基本条例については，植田［2007］，植田［2009b］，黒田［2009］，渡辺［2009］などを参照。

14）条例では直接協議会の設置は定められていなかったが，条例制定に当たって中小企業経営者から強く要望されていたことであり，条例第４条の市長の責務の具体化として位置づけられた。

15）中小企業振興協議会会長を務めた渡辺純夫東洋農機会長は，「今回『条例』の制定からの一連の活動は，産業界・行政が一体となって進めてきたことから，40人の各委員が，中小企業の経営環境作りについて共通のベクトル合わせに協働したことで地域人的資源の向上に結びついたことと，行政については関係した約20人前後の職員が，提言に至るまでの生の協議を聞き捉えたことから，苦しい事務局業務の中で大きく成長したと同時に，行政に地域振興のノウハウが蓄積されたと感じている。この面から小生は，今後の有効な政策遂行を大きく期待している…」としている（渡辺［2009］）。

16）産業振興ビジョンは，www.city.obihiro.hokkaido.jp/mpsdata/web/1037/sangyo-shiko-vision.pdf を参照。

17）植田［2009a］では，政策目標の難しさとして次の点について触れている（35頁）。

「①経済環境の変化をどのように考慮するのかである。経済状況が良い場合，政策的な対応を積極的に実施しなくても目標が達成できる一方，経済状況が悪い場合，積極的に対応しても目標に届かないことが考えられる。

②地域産業政策の最終的な目標として何が適切なのかである。企業誘致件数や雇用増加数，創業件数などが目標とされることが多いが，これらは地域産業政策の最終的な目標ではない。地域産業政策の最終的な目標は，地域経済の活性化であり，地域経済の活性化による地域住民の生活福祉の向上である。しかし，これらの数値は目標化しにくいし，地域産業政策以外の要素も関係している。

③政策の効果は短期的に表れるとは限らない。数年後あるいは10年後に意味を持つような政策も少なくない。しかし，期間を長くすると政策以外

の問題が影響する可能性が高い」。

18）経済産業省・中小企業庁による地域力連携拠点事業は，全国各地域に存在する支援機関や有能な人材等をつなぎ合わせて，ワンストップで中小・小規模企業の経営サポートを行うものであり2008年５月にスタートし，2009年度には，全国で327機関を採択した。内訳は，商工会議所・商工会等198，中小企業支援センター43，中小企業団体中央会38，信用金庫14，地方銀行13，信用組合４，農協３，株式会社・ＮＰＯ３，大学１などとなっている。優秀地域力連携拠点中小企業庁長官賞には全国から10拠点が選ばれ，信用金庫では帯広信用金庫だけである。

19）2009年８月に帯広信用金庫を訪問した際に，地域経済振興部の課題として次の点をあげていた。

［短期］　広く地域情報の共有化を進め，幅広いネットワークを構築する。営業店網を活用し，地域の声を吸い上げ，資源を掘起こし，課題の抽出などを行って，それらを整理，評価する。

［中期］　十勝の地域資源や商材などを扱う管内企業と管内外・道内外企業とのビジネスマッチング，当部のネットワークを活用した課題解決の取り組みなどを具体的に展開する。

［長期］　シンクタンクとして，十勝が誇る知識，ノウハウ，技術，経験等の蓄積，活用を図るため，優れた人材の受け皿機能も発揮する。この間，次代を担う人材育成にも引き続き注力する。

20）2009年８月に中田食品を訪問した際に，社長は最初の開発を記録したファイルと，２回目の開発を記録したファイルを我々に見せ，２回目の方がはるかに薄くなっており，開発プロセスを合理化したことを強調していた。

21）例えば，地域内の企業が地元の食材を利用した商品開発を進めていくなかで，十勝産小麦の調達が課題になっている。小麦は独特の商品流通ルートが確立しており，商品開発を行う企業が増えたからといって，簡単に供給できるわけではない。そのため，開発した商品を安定的に供給するための地元産の小麦確保の検討が，行政と地域の企業の間で進められている。

参考文献

植田浩史［2005］,「地方自治体と中小企業振興―八尾市における中小企業地域経済振興基本条例と振興策の展開」（『企業環境研究年報』第10号）。

植田浩史［2007］,『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』自治体研究社。

植田浩史［2008］,「中小企業振興基本条例と地域産業政策の課題」（『中小商工業研究』第97号）。

植田浩史［2009a］,「地域経済の現状と地域産業政策の課題」（植田・立見［2009］所収）。

植田浩史［2009b］,「中小企業振興基本条例を軸にした地域産業政策の展開－北海道帯広市を事例に－」（植田・立見［2009］所収）。

植田浩史・立見淳哉編［2009］,『地域産業政策と自治体－大学院発「現場」からの提言－」創風社。

瓜田靖［2009］,「中小企業振興基本条例と地域金融の役割」（『地域と自治体第32集地域経済を支える地域・中小企業金融』自治体研究社）。

岡田貢［2000］,「墨田区中小企業振興基本条例」（『自治と分権』第１号）。

黒田聖［2009］,「帯広市中小企業振興基本条例」（『自治と分権』第35号）

関智宏［2008］,「都市における産業集積と中小企業－大阪府八尾地域における中小製造業の関係性構築と経営基盤強化」（『企業環境研究年報』第13号）。

関満博［2005］,『地域経済と中小企業』筑摩書房。

中山誠［1997］,「すみだ中小企業センター」（関満博・山田伸顯編『地域振興と産業支援施設』新評論）。

三浦純一「産業的自治と地域産業政策の新しい可能性－大阪府大東市の挑戦から見てくるもの－」（植田・立見［2009］所収）。

渡辺純夫［2009］,「帯広市中小企業振興条例とその運用」（『住民と自治』2009年11月号）。